

社 員 総 会 参 考 書 類

- 1 議案
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 社員の提案に係るもの
- 2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）
- 3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
- 4 その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項

（記載上の注意）

- 1 役員の選任に関する議案

- (1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ② 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ③ 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ④ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- ⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約（保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- ⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑦ 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実
- ⑧ 候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ⑨ 候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当
- ⑩ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨
 - ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
 - ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑩において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
 - ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該

事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）

ヘ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

- i 過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。
- ii 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。
- iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
- iv 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。
- v 過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v、(1)の2⑩へv及び(3)⑩へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

チ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ② 相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ④ 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
- ⑤ 保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ⑥ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があると

きは、その契約の内容の概要

- ⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- ⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑨ 候補者が当該相互会社の監査等委員である取締役就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
- ⑨ 候補者が現に当該相互会社の監査等委員である取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当
- ⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨
 - ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
 - ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
 - ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
 - ホ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）
 - ヘ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由
 - ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨
 - i 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。
 - ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。
 - iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
 - iv 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。
 - v 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

チ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23 年法律第103 号）第16 条の2 第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

② 就任の承諾を得ていないときは、その旨

③ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第345 条第1 項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

④ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53 条の36 において準用する会社法第427 条第1 項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ 当該候補者が過去2 年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 候補者の氏名、生年月日及び略歴

② 相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

④ 議案が保険業法第53 条の11 において準用する会社法第343 条第2 項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨

⑤ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第345 条第4 項において準用する同条第1 項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑥ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53 条の36 において準用する会社法第427 条第1 項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨ 候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

⑩ 候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位

⑪ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨

ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑩において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）

ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由

ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ii及びivにおいて同じ。）であったことがあること。

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。

iv 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

v 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(4) 会計監査人の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

② 就任の承諾を得ていないときは、その旨

- ③ 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由
- ④ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第345 条第5 項において準用する同条第1 項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ⑤ 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53 条の36 において準用する会社法第427 条第1 項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- ⑥ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- ⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑧ 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- ⑨ 当該候補者が過去2 年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項
- ⑩ 当該候補者が当該相互会社、その実質子会社又は関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2 条第1 項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2 年間に受けていたときは、その内容

2 役員の解任等に関する議案

(1) 取締役の解任に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

- ① 取締役の氏名
- ② 解任の理由
- ③ 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53 条の11 において準用する会社法第342 条の2 第4 項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

(1)の2 監査等委員である取締役の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 監査等委員である取締役に係る事項を除く。
- ② 解任の理由
- ③ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第342 条の2 第1 項の規定による監査等委員である取締役に係る事項を除く。

(2) 会計参与の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 会計参与の氏名又は名称
- ② 解任の理由
- ③ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第345 条第1 項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

(3) 監査役の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 監査役の氏名
- ② 解任の理由
- ③ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第345 条第4 項において準用する同条第1 項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 会計監査人の氏名又は名称
- ② 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由
- ③ 保険業法第53 条の11 において準用する会社法第345 条第5 項において準用する同条第1 項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

3 役員の報酬等に関する議案

(1) 取締役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

- ① 保険業法第53 条の15 において準用する会社法第361 条第1 項各号に掲げる事項の算定の基準
- ② 議案が既に定められている保険業法第53 条の15 において準用する会社法第361 条第1 項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由
- ③ 議案が2 以上の取締役に對する定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数
- ④ 議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各取締役の略歴
- ⑤ 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53 条の15 において準用する会社法第361 条第6 項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ⑥ 議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

(1)の2 監査等委員である取締役に對する報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 保険業法第53 条の15 において準用する会社法第361 条第1 項各号に掲げる事項の算定の基準
- ② 議案が既に定められている保険業法第53 条の15 において準用する会社法第361 条第1 項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由
- ③ 議案が2 以上の監査等委員である取締役に對する定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役に對する員数
- ④ 議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役に對する略歴
- ⑤ 保険業法第53 条の15 において準用する会社法第361 条第5 項の規定による監査等委員である取締役に對する意見があるときは、その意見の内容の概要

- ⑥ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

(2) 会計参与の報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 保険業法第53 条の17 において準用する会社法第379 条第1 項に規定する事項の算定の基準
- ② 議案が既に定められている保険業法第53 条の17 において準用する会社法第379 条第1 項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由
- ③ 議案が2 以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数
- ④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴
- ⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）
- ⑥ 保険業法第53 条の17 において準用する会社法第379 条第3 項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

(3) 監査役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 保険業法第53 条の20 において準用する会社法第387 条第1 項に規定する事項の算定の基準
- ② 議案が既に定められている保険業法第53 条の20 において準用する会社法第387 条第1 項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由
- ③ 議案が2 以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数
- ④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴
- ⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）
- ⑥ 保険業法第53 条の20 において準用する会社法第387 条第3 項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等

次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53 条の36 において準用する会社法第425 条第4 項（保険業法第53 条の36 において準用する会社法第426 条第8 項及び第427 条第5 項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等を与える第23 条の20 各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。

- ① 保険業法第53 条の36 において準用する会社法第425 条第1 項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合
- ② 保険業法第53 条の36 において準用する会社法第426 条第1 項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合
- ③ 保険業法第53 条の36 において準用する会社法第427 条第1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

4 計算関係書類の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 保険業法第53 条の23 において準用する会社法第398 条第1 項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容
- (2) 取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要

5 合併契約等の承認に関する議案

(1) 吸収合併契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該吸収合併を行う理由
- ② 吸収合併契約の内容の概要
- ③ 当該相互会社が保険業法第160 条第1 号に規定する吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41 条第1 項において準用する会社法第298 条第1 項の決定をした日における保険業法施行規則第101 条の2 の13 第1 項各号（第2 号、第6 号及び第7 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- ④ 当該相互会社が保険業法第160 条第1 号に規定する吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第41 条第1 項において準用する会社法第298 条第1 項の決定をした日における保険業法施行規則第101 条の2 の16 各号（第5 号及び第6 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(2) 新設合併契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該新設合併を行う理由
- ② 新設合併契約の内容の概要
- ③ 当該相互会社が保険業法第161 条第1 号に規定する新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41 条第1 項において準用する会社法第298 条第1 項の決定をした日における保険業法施行規則第101 条の2 の13 第2 項各号（第5 号及び第6 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- ④ 新設合併設立相互会社（保険業法第161 条第2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165 条第1 項第2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての1 (1)に規定する事項
- ⑤ 新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者についての1 (1)の2に規定する事項
- ⑥ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての1 (2)に規定する事項
- ⑦ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の監査役となる者についての1 (3)に規定する事項
- ⑧ 新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社又は新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての1 (4)に規定する事項

(3) 事業譲渡等（保険業法第62 条の2 第1 項第1 号から第3 号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該事業譲渡等を行う理由

- ② 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
- ③ 当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

6 その他

(1) 組織変更計画の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該組織変更を行う理由
- ② 組織変更計画の内容の概要
- ③ 保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第8号及び第9号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(2) 保険契約の移転に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該行為を行う理由
- ② 当該行為に関する契約の内容の概要
- ③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該行為を行う理由
- ② 当該行為に関する契約の内容の概要
- ③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

7 社員提案の場合における記載事項

- (1) 議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（③又は④に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載すること。

- ① 議案が社員の提出に係るものである旨
- ② 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容
- ③ 社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その理由
- ④ 議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。） 1 (1) に規定する事項

ロ 監査等委員である取締役 1 (1) の2に規定する事項

ハ 会計参与 1 (2) に規定する事項

ニ 監査役 1 (3) に規定する事項

ホ 会計監査人 1 (4) に規定する事項

- (2) 2以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の社員から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

- (3) 2以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。

(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

- ① 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。
- ② 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

イ 当該会社役員が保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であること。

ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項の社外監査役であること。

ハ 当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。

(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

- ① 当該候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合には、社外取締役となる見込みであること。
- ② 次のいずれかの要件に該当すること。

イ 当該候補者を保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であるものとする予定があること。

ロ 当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

- ① 当該候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。
- ② 次のいずれかの要件に該当すること。

イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項の社外監査役であるものとする予定があること。

ロ 当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

(4) 業務執行者 次に掲げる者をいう。

- ① 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員
- ② 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者
- ③ 使用人

9 保険業法施行規則第20条の19第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5(1)③④、5(2)③及び5(3)③並びに6(1)③に掲げる事項とする。